

# 12月からのご利用について

(12月,1月は11月と同様です。)

1 適用期間 12月1日(木)から1月末まで

2 定員 通常時の80%以下(継続)

3 夜間枠 通常の21時まで(継続)

4 その他

◆飲食 食事とお菓子等 人との距離確保、話さない黙食等

コロナ対策をとったうえでなら可 お酒類は不可

◆楽器演奏 吹奏楽器不可 弦楽器、打楽器等吹かないものは可

◆歌唱 カラオケ、合唱等歌唱不可

◆運動系 ヨガ、踊り、太極拳、空手、少林寺等但し、利用者間の距離確保やマスク着用等感染防止対策を徹底したうえで可

◆講習、教室 利用者間の距離確保やマスク着用等感染防止対策を徹底したうえで可

\* 魚崎財産区議会の決定事項です。

引き続き手指消毒、マスク着用をお願いします。 以上

魚崎財産区会館